

1. 業務の概要

国立劇場において、振興会の事業活動に伴って生じた廃棄物の収集・管理と害虫防除を行い、衛生的な環境を維持するための業務である。

2. 業務実施体制

(1) 本業務を統括管理する業務責任者を配置すること。なお、業務責任者は、本業務の業務従事者並びに他業務の業務責任者及び業務従事者との兼務を可能とする。

3. 廃棄物収集

- (2) 各階のごみ置き場及び共用部分でごみ収集の対象となる室等に、適切に分別収集できるよう、ごみ容器を設置するとともに、廃棄物を収集してごみ置き場に集積すること。なお、ごみ容器内には収集用のビニール袋を敷き込み、ごみ容器の衛生環境を確保すること。
- (3) 喫煙室に、吸い殻入れを設置するとともに、廃棄している吸い殻等を収集してごみ置き場に集積すること。
- (4) 収集・集積したごみをごみ処理室に運搬・集積すること。

4. 廃棄物管理

(1) 事業系一般廃棄物

- ① ごみ置き場に集積している廃棄物が蓄積しないよう管理を行うこと。
- ② ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ置き場内の衛生環境を確保すること。
- ③ 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、適正に管理を行うこと。
- ④ 集積量のごみ置き場の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに振興会に報告すること。

(2) 資源化可能な古紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック等）

- ① 資源化可能な古紙類とその他可燃ごみと分別し、集積している資源化可能な古紙類が散乱しないよう管理を行うこと。
- ② 資源化可能な古紙類の集積量が収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに振興会に報告すること。

(3) 産業廃棄物

- ① ごみ置き場に集積している廃棄物が蓄積しないよう管理を行うこと。
- ② ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ置き場内の衛生環境を確保すること。
- ③ 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、適正に管理を行うこと。
- ④ 集積量のごみ置き場の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに振興会に報告すること。

こと。

5. 害虫防除

- (1) ねずみ、害虫等の発生の調査及び防除を行い、衛生的な環境を維持すること。
- (2) 【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」第5章による。

6. 業務上の留意事項

- (1) 事業者が使用する室等については、本業務の対象外とする。事業者は自らの負担により、適切な衛生環境を確保する。